

## 第1章

# 計画の基本的な考え方

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化をはじめ、情報手段の高度化、温暖化などに代表される地球規模の環境問題、さらには家族形態やライフスタイルの多様化、格差社会の広がりなど、これまでにない社会経済環境の急速な変化が、新たな課題を生み出しています。

このような状況のもと、市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らしていくためには、性別にかかわらず社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女平等参画社会の実現が、いっそう重要な課題となっています。

佐倉市では、平成11年(1999年)3月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成11年度～15年度)を策定。その後、5年を計画期間とする「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」(平成16年度～20年度)において、男女平等参画社会の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。しかし、平成20年度で計画期間が満了することから、次期プランの策定が必要となりました。

そこで、急速な社会経済環境の変化等による新たな課題にも対応しながら、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】」(平成21年度～30年度)を策定します。

## 2. 前計画からの主な変更点

### (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、現在、国も積極的に取り組んでいるものであり、働き過ぎの解消や家庭参画できる環境づくりに密接に関係しており、これを推進することにより、男女平等参画社会づくり、更には子育て支援にもつながることが期待できるため、基本目標の一つに位置づけました。

### (2) 性別に配慮した新たな視点の導入

近年の災害時の教訓から、女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進を施策の方向に位置づけました。

また、性差や年代の違いによるきめ細かな医療体制や健康の保持増進は、男女ともに心身の健康を維持する上で欠かせないことから、性差に配慮した医療・保健の促進やライフステージ( )に応じた健康づくりの促進についても施策の方向に位置づけ、具体的な取り組みとして盛り込みました。

### ライフステージ

人間の一生を段階別に区分したもの。例えば、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期といったように、各段階で区別する。

### (3) DV防止基本計画としての位置づけ

平成20年1月に施行された、いわゆるDV防止法の改正により、市町村にDV防止基本計画が努力義務となったことから、男女平等参画基本計画【第3期】をDV防止基本計画としても位置づけ、DV対策の整理、充実を図りました。

### (4) 基本事業における指標の設定

各担当課が実際に取り組む基本事業について、可能な限り指標を設定しました。これは、第2期計画の進行管理をしていくうえで、これまで課題となっていたものです。このことで、今後の計画の進行管理をする際に、参考となるものと思われれます。

## 3. 計画の性格

(1) この計画は国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。

(2) 平成16年3月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第2期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容によっては、実施計画としての性格も有しています。

(3) この計画は、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」、「千葉県男女共同参画計画(第2次)」及び、平成13年度からスタートした「第3次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。また、今後は次期佐倉市総合計画(平成23年度から)とも整合性を図っていきます。

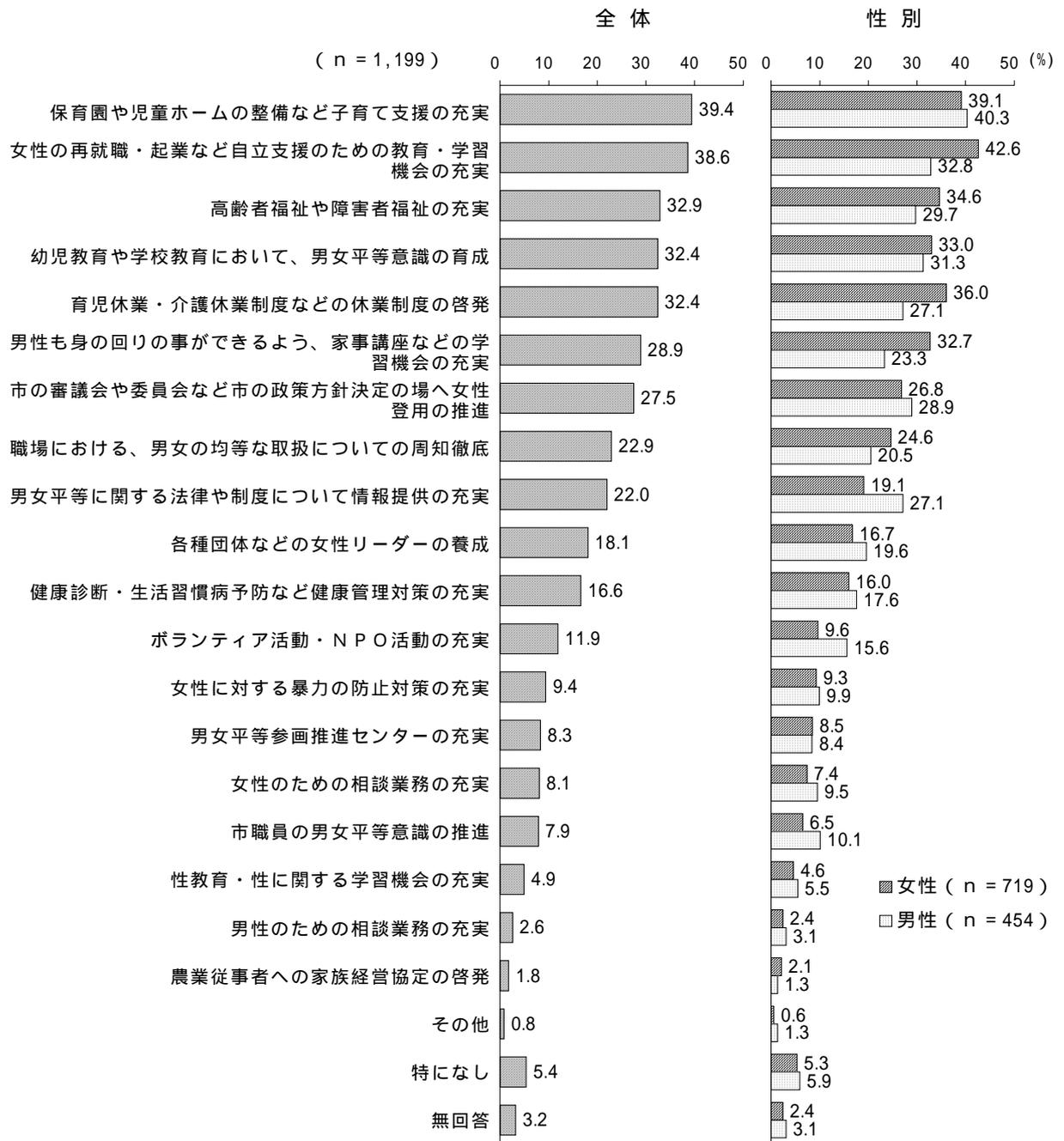
(4) この計画は、平成20年1月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV法)の改正に伴い、市町村におけるDV関連施策に関する基本的な計画の策定が努力義務として規定されたことにより、同法に基づく基本計画としても位置づけています。

## 4. 計画の期間

この計画は、平成21年度(2009年度)を初年度とし、平成30年度(2018年度)までの10年間とします。なお、次期佐倉市総合計画及び今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等も踏まえ、中間年の平成25年度(2013年度)までには計画を見直すとともに、そのほかにも必要に応じた見直しを行うものとします。

# 男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策

(回答数 5つまで)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査報告書」(平成 19 年度)

5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第3期】の体系

基本目標	個別課題	施策の方向
人権の尊重	A 人権侵害のない社会づくり	人権侵害を許さない社会環境づくり メディアにおける人権への十分な配慮 セクシュアル・ハラスメントの防止 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進 国際理解・文化交流の促進
	B 性差によるあらゆる暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンス(DV)防止への取り組み強化 DVに関する相談・支援体制の充実 関係機関との連携強化
	C 男女平等の意識づくり	男女平等推進のための意識啓発 男女平等参画関連情報の収集、提供 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し
	D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	男女平等教育の推進 教職員への男女平等意識の醸成 生涯教育における学習機会の提供
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	E 職場における男女平等参画	雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善 「仕事と生活の調和」意識の浸透 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援 農業、自営業等における男女平等参画の促進
	F 家庭における男女平等参画	家庭における男女平等参画意識の浸透 多様な子育て環境の整備と情報の提供 介護に関する環境の整備と情報の提供
あらゆる場への男女平等 参画の推進	G 意思決定過程における男女平等参画	政策・方針決定への女性の参画の促進 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進 管理職などへの女性の積極的登用
	H 地域活動への男女平等参画	地域活動への参加機会の拡大と情報の提供 市民団体などへの支援及び交流促進 市民協働による男女平等参画の推進
安心して暮らせるまちづくり	I 生涯にわたる心と体の健康づくり	性差に配慮した医療・保健の促進 ライフステージに応じた健康づくりの促進
	J 安全・安心な社会環境の整備	安心して妊娠・出産できる環境整備 子どもの健全育成の推進 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実
推進体制の整備	K 庁内推進体制の構築	庁内推進組織の設置 市職員に対する男女平等参画意識の啓発 基本計画の進行管理強化 男女平等参画推進センターの充実
	L 国・県・関係機関との連携	国や県との連携、協力 近隣自治体との情報の収集、提供